平成２７年（フ）第６６６号
横浜市神奈川区西神奈川３丁目18番地１　大雁丸荘１号
債務者　中村　春美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１８号
横浜市西区西戸部町２丁目180番地　ヒルズ横浜201号
債務者　大屋伸二郎
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４０号
横浜市神奈川区菅田町1622番地　市営菅田ハイツ12棟301号
債務者　田中　良子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２３号
東京都日野市高幡864番地の４浅川苑
債務者　下山田章二
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２００号
静岡県焼津市吉永800番地の１
債務者　大石　博信
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９６３号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
債務者　東中国開発株式会社
代表者代表取締役　井上　義朗
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４９号
広島県安芸高田市甲田町深瀬950番地
破産者　上里　正記
1　破産債権の届出期間　平成27年６月16日まで
2　一般調査期日　平成27年７月17日午前10時30分
平成27年５月15日　広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第３０号
徳島県阿波市土成町吉田字出口25番地１
破産者　野上食品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年６月19日まで
2　一般調査期日　平成27年８月24日午前10時
平成27年５月18日　徳島地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第３９０８号
大阪府大東市深野北１丁目６番３号　シャーメゾン深野101号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市打上元町13番43号
破産者　村上　義久
特別調査期日　平成27年８月27日午後２時
平成27年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第６４号
山口県周南市清水２丁目５番１号
破産者　山岡孝光こと　李　　孝光
異議申述期間　平成27年７月３日まで
平成27年５月20日　山口地方裁判所周南支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
宮城県柴田郡大河原町大谷字末広29番地１
破産者　半沢　宏重
免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
平成27年５月20日
仙台地方裁判所大河原支部

免責許可決定

平成２６年（ラ）第２４２２号（原決定千葉地方裁判所平成２５年（フ）第７８７号）
千葉県船橋市西船２丁目７番22号ハイツ山下105
抗告人（破産者）　古山　典勇
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）について免責を許可する。
東京高等裁判所第14民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１００２号
仙台市若林区卸町５丁目５番１号
清算株式会社　アキレス東北販売株式会社
代表清算人　大塚　博之
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（ヒ）第１００２号
山形県上山市矢来４丁目15番７号
清算株式会社　株式会社ホーリーウッド
代表清算人　堀川　智弘
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

監督命令

平成２７年（再）第２号
福井県坂井市春江町西太郎丸第11号40番地
再生債務者　小林産業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福井市春山１丁目３番４号藤井ビル１階　福井さくら法律事務所　弁護士　森口　功一
平成27年５月15日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（再）第１号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田1167番地の１
再生債務者　株式会社北村工作所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　和歌山市板屋町22番地　和歌山中央通りビル403号室　田中祥博法律事務所　弁護士　田中　祥博
平成27年５月18日　和歌山地方裁判所民事部

平成２７年（再）第２号
和歌山県有田市港町607番地
再生債務者　池永　　隆
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　和歌山市板屋町22番地　和歌山中央通りビル403号室　田中祥博法律事務所　弁護士　田中　祥博
平成27年５月18日　和歌山地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２６年（再）第１号
北海道釧路市大川町２番５号
再生債務者　釧路キャッスルホテル株式会社
主文　平成26年11月４日にした監督命令を取り消す。
平成27年５月15日　釧路地方裁判所民事部